

議 案 第 79 号

市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例を別紙のように定める。

平成24年2月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

近隣市の給与水準との均衡に鑑み、2年間、特定の職員の給与を減額するため。

## 市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例

### (市長等の給与の特例)

第1条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、市長、副市長、教育長、常勤監査委員、水道事業管理者及び病院事業管理者に対する給料月額（特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）第4条第1項第1号、松戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第19号）第9条及び松戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第18号）第12条の規定による給料月額をいう。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、100分の5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

### (特定管理職員の給与の特例)

第2条 特例期間においては、職員（松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者であつて、給与条例第9条の2第1項の規定により管理職手当を支給されるものをいう。以下「特定管理職員」という。）に対する俸給月額（松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年松戸市条例第38号。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則第6項（松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年松戸市条例第 号。以下「平成24年改正給与条例」という。）附則第10項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、平成18年改正給与条例附則第7項（平成24年改正給与条例附則第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は平成18年改正給与条例附則第8項及び平成24年改正給与条例附則第6項から第9項までの規定による俸給を含み、当該特定管理職員が給与条例第14条第2項の規定の適用を受

ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（平成18年改正給与条例附則第6項から第8項まで及び平成24年改正給与条例附則第6項から第9項までの規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該特定管理職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
行政職俸給表	5級又は6級	100分の1
	7級以上	100分の3
医療職俸給表（二）	5級又は6級	100分の1
	7級	100分の3
医療職俸給表（三）	5級又は6級	100分の1
	7級	100分の3
教育職俸給表	4級	100分の1
	5級	100分の3

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち、給与条例第14条の2第1項から第4項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該特定管理職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給与条例第14条の2第1項 前項に定める額
- (2) 給与条例第14条の2第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 給与条例第14条の2第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該特定管理職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、特定管理職員についての給与条例第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額に12を乗じ、その額

を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該特定管理職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 4 特例期間においては、給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から給与条例附則第3項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第5項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(部分休業の承認を受けた職員の給与の特例)

第3条 特例期間においては、松戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年松戸市条例第19号）第10条の規定の適用については、同条中「給与条例第19条」とあるのは、「市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成24年松戸市条例第 号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合及び同条例第4条第2項において準用する場合を含む。）」とする。

(特定任期付職員の給与の特例)

第4条 特例期間においては、松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号。以下「任期付条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 任期付条例第7条第1項に規定する俸給表の号俸が1号俸から4号俸までの職員 100分の1
- (2) 任期付条例第7条第1項に規定する俸給表の号俸が5号俸以上の職員 100分の3

- 2 特例期間においては、第2条第2項及び第3項の規定は、前項の規定の適用を受ける職員に対する給与条例第14条の2第1項から第4項までの規定

により支給される給与の支給及び給与条例第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第2条第2項各号列記以外の部分中「当該特定管理職員」とあるのは「当該職員」と、同項第1号及び第2号中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、同項第3号中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、「当該特定管理職員」とあるのは「当該職員」と、同条第3項中「特定管理職員について」とあるのは「第4条第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について」と、「当該特定管理職員の支給減額率」とあるのは「第4条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」とする。

(端数計算)

第5条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(市長等の給与及び一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の廃止)

2 市長等の給与及び一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例（平成21年松戸市条例第6号）は、廃止する。